



三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ お知らせ

建設キャリアアップシステム活用モデル工事において 令和6年度から工事成績加点を導入します

三重県では、CCUSの活用促進に向けて、CCUS活用モデル工事を実施しています。令和5年3月にお知らせした、令和6年度からの取組内容の拡大について、**対象工事の追加、工事成績加点の基準が決まりました**のでお知らせします。

令和6年度からのモデル工事の取組内容

対象工事

- ・県土整備部(各建設・下水道事務所、営繕課)が指定する
「土木一式 A ランク、A・B ランク対象工事」
「建築一式 A ランク、A・B ランク対象工事」

R6年度
から追加

「舗装 A ランク対象工事」

- ・受注者申出モデル工事(上記以外で受注者の希望によりモデル工事として実施する工事)

参加資格

- ・元請事業者のCCUS登録

現場条件

- ・受注した工事のCCUS登録、カードリーダーの設置、アンケート調査の協力

工事成績の加点

- ・「登録事業者率 90%以上」「登録技能者率 80%以上」
の両方を達成した場合に、**創意工夫で1点**を加点します
- ・登録事業者率と登録技能者率は、**元請事業者と下請事業者を含めて**
評価します。

R6年度
から追加

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録した下請事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80%	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録した技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

- ・一人親方は登録技能者率のみ評価対象とし、登録事業者率の評価対象としません。
- ・現場代理人および元請下請の技術者(主任技術者等)は登録技能者率の算定対象となる技能者には含みません。

令和6年4月からの工事成績加点の導入に向けて、事業者のCCUS登録・技能者のCCUS登録について準備をお願いします

CCUSの登録や利用方法等についての詳細は、建設キャリアアップシステム
ホームページ(建設業振興基金ホームページ)をご覧ください

